

旭市民の皆様へ

平成26年度旭市第1回定例市議会が開催されました。私は3月10日、以下の4項目について質疑を行いました。この実況録画は旭市ホームページに掲載されておりますので是非ご覧ください。ただ、時間の制限もあって追求が不十分であり、また、私自身質問者として不慣れなため市民の皆様には分かりにくいと思います。そこでこれらの問題に関連して、補足説明させていただきます。なお、これらの問題については、第2回定例市議会でも追加質疑を行います。

1、道の駅経営について、赤字が出た場合の対策について

道の駅は旭市70%出資の第三セクターで開設する事が決定済みです。第三セクター経営は赤字経営、無責任経営の代名詞のようなものです。殆どの第三セクターが赤字を出しております。しかし、市には赤字経営に対する危機感は全く感じられません。予定されている道の駅の建設場所は、国道126号線から旭中央病院へ通じるアクセス道路に入り込む分ドライブイン機能が損なわれている、近くにスーパーのカインズホームがあり、品揃えの点でとても敵わない、市民の憩いの場所となる要素が何もない、などにより、建設立地として極めて不適格と思っております。当然私は建設には反対ですが、今となっては止めるのは困難でしょう。しかし、将来旭市の財政負担になる事は必至であり、何とか中止させる方法はないか、思案中です。

2、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業用地買収対策について

この道路は国道126号線飯岡バイパスの江畑老人ホーム入り口道路から海上の料亭なみ川の近くにある交差点に至る約2キロのバイパスです。このプロジェクトほど何のために作るのかわけの分からない事業はないでしょう。この道路建設を希望した市民は皆無です。地元の人でさえ「何でこんなところに道路を通すのだろう」と不思議に思った、と証言しております。わずか2キロの工事に15億円もの予算を計上し、しかも、トンネル工事の当初見積もり5億円が17億円に跳ね上がる見込みで、さらに12億円が上乘せになるようです。つまり、27億円もの多額の税金をドブに捨てるのです。旭中央病院へのアクセス道路の南北線、現在は国道126号線で止まっていますが広域農道まで延伸される予定であり、広域農道へのアクセス道路はこれだけで十分です。貴重な観光資源であるホテルの生息地を通過する、ホテルは水質汚染、騒音、ライトに弱いので絶滅するでしょう。当然、膨大な費用をかけて環境保全対策を実施しなければなりません。この費用負担は永久に続くのですが、この点について市は予算計上しておりません。このようにこのプロジェクトは、必要性もなく、とんでもない税金の無駄遣いだけでなく、環境も破壊するのです。これは絶対にやってはいけない事業、中止すべき事業なのです。しかし、市は地権者全員の同意も得ないまますでに着工し、かなりの費用を浪費したものと推定されます。

一体市は何故この不急不要な事業の着工を急いだのでしょうか。考えられる事はただ一つ、おそらくこの工事が中止になるのを恐れ、既成事実化したかったのでしょう。

飯岡バイパスからの入り口付近には旭市議が代表を勤めるT社とM社が土地を所有しておりました。この2社は土地を市に売却して利益を得ております。このプロジェクトで利益を得たのはこの2社と工事を請け負った工事会社、それに道路用地を提供した数10名の地権者だけです。このプロジェクトは、T社社長であるH市議が市長に提案し、これを受けて市の担当部門が企画し、H市議グループの市議が賛成して成立しております。

こんなとんでもない税金の無駄遣い、これは犯罪に相当するのではないのでしょうか。何がなんでも止めなければなりません。これを止める唯一の方法は裁判にかけるしかないかもしれません。具

体的にはこのプロジェクトの推進者である H 市議、市長、市の企画担当、見積もり担当、H 市議グループの賛成市議に対し、支出した費用および復元費用の弁償を求める市民訴訟を提起してはどうか、と考えております。

3、旭中央病院の経営方針について

旭中央病院の売り上げは順調に伸びているのに、利益はわずか1億円程度に減少しております。市からの補助金20億円を除くと19億円もの赤字です。企業経営において採算ラインを超えると利益は売り上げ以上に伸びるのが常識です。売り上げが順調に伸びているのに利益が減るという事はコスト管理が不十分である事を証明しております。私は特に購買管理に問題があると思っております。また、介護部門は計画段階から赤字を計上しております。これは経営ではありません。どうしても赤字を解消できない事業はやってはいけないのです。経営体制の改善が急務です。

4、公園等用地買収プロセスに対する適正な対策について

袋公園の駐車場用地の買収については疑問がありました。この土地にはT社の仮登記がついているのに、要求されているこの情報を記載しないで、千葉県に申請を行っておりました。仮登記のついた瑕疵ある物件、県が許可を与えるはずがありません。旭市は結果として千葉県を騙したのです。この件については、T社の社長 H 市議の行為は悪質です。仮登記の申請を行ったのは自分であり、この事実を承知の上で市に通知せず、市に虚偽の申請をさせているからです。

仮登記とは、その土地を最優先で購入できる権利です。仮登記人の了解がなければ土地所有者はその土地を他に売る事はできません。自分が使用しない土地に仮登記を設定する目的はただ一つ、仮登記の権利を行使又は利用して利益を得ることです。これ以外の目的はありません。株であればインサイダー取引として厳罰に処される行為です。今後、このような利ざや稼ぎのための仮登記のついた物件、市が絶対に購入しないよう監視いたします。

以上